

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年7月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500068 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500029 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 12 月 20 日は 50 万円、令和 2 年 12 月 18 日は 39 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 20 日及び令和 2 年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 12 月 20 日及び令和 2 年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 12 月 20 日
② 令和 2 年 12 月 18 日

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に A 社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、当該賞与を年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①は 50 万円、請求期間②は 39 万 2,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500069 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500030 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を令和 2 年 11 月 20 日は 4 万円、同年 12 月 18 日は 34 万 1,000 円に訂正することが必要である。

令和 2 年 11 月 20 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 11 月 20 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 11 月 20 日
② 令和 2 年 12 月 18 日

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に A 社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、当該賞与を年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①は 4 万円、請求期間②は 34 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。